

○富津市教育振興事業補助金交付要綱

平成29年 3月29日告示第32号

改正

平成30年 3月29日告示第36号

令和 4年 3月31日告示第64号

富津市教育振興事業補助金交付要綱

富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育の振興を図るため、教育振興事業を行う学校教育関係者及び社会教育関係者に対し、予算の範囲内において教育振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助対象事業者及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付申請等）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育振興事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、教育振興事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請等）

第4条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに教育振興事業補助金（変更・中止・

廃止) 承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、教育振興事業補助金(変更・中止・廃止)承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、事業が完了したときは、教育振興事業補助金実績報告書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第6条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、教育振興事業補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、前条の規定により交付確定の通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、教育振興事業補助金交付請求書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、概算払又は前金払により補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書に概算払又は前金払を必要とする理由を付して市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に申請がなされた補助金の交付については、なお従前の例による。